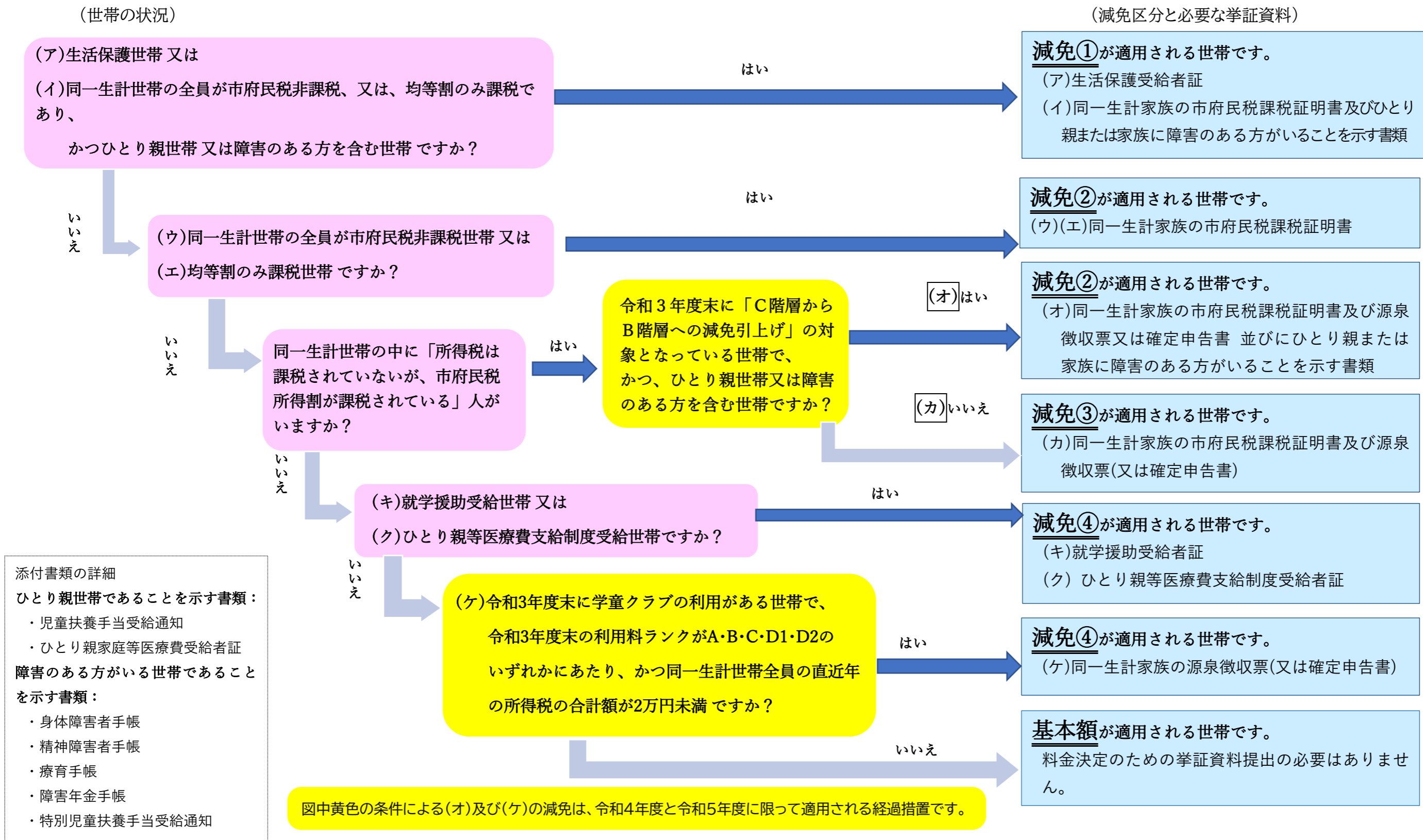


令和5年度 学童クラブ利用料金 減免判定の流れと必要な添付資料



京都市の放課後児童クラブ事業を同時利用される児童が2名以上の場合、  
2人目の利用料金は1人目の半額(100円未満切上げ)、3人目以降の料金は0円になります。

※上記の他に「家計急変に対する減免(直近3箇月の収入を示す挙証資料(給与明細・売上仕入記録等)の提出に基づき、市府民税・所得税の課税額を再算定します)」の制度があります。  
詳しくは「学童クラブ事業の利用料金について」をご覧ください。